

「中小企業者等 L P ガス・特別高圧電気価格高騰対策支援金
(第 4 弾)」よくあるお問合せ

令和 7 年 1 0 月 2 1 日版
青 森 県

No.	「中 小」大項目	小項目	問合せ内容	回答
1	1	制度内容	1 概要 中小企業者等ＬＰガス・特別高圧電気 価格高騰対策支援金とはどのような支 援金ですか？	エネルギー価格の高騰により、厳しい経営環境が続いている県内中小企業等の負担 軽減を図るため、国の電気・ガス料金支援等の支援対象外となっている「ＬＰガ ス」や「特別高圧電気」を使用する県内中小企業等に対し、その使用量に応じた支 援金を給付するものです。
2	1	制度内容	1 概要 中小企業者等ＬＰガス・特別高圧電気 価格高騰対策支援金（第４弾）が実施 されると聞きましたが、どのような内 容ですか？	本支援金は、これまで３回（※）実施してきました。第４弾は、令和７年７月から ９月までの間に使用した「業務用ＬＰガス」や「特別高圧電気」の使用量に応じて 支援金を給付するものです。支援金の額については、対象期間における使用量に、 対象期間ごとに定める支援単価を乗じた額となります。 ※第１弾：令和５年１月分～９月分 第２弾：令和５年１０月分～令和６年４月分 第３弾：令和６年８月分～１０月分及び令和７年１月分～３月分
3	1	制度内容	1 概要 中小企業者等ＬＰガス・特別高圧電気 価格高騰対策支援金（第４弾）が実施 される理由を教えてください。	国による電気・ガス料金支援が令和７年７月から９月の間再開されたことから、 「特別高圧電気」及び「業務用ＬＰガス」を対象とする本支援金についても、国と 同じ対象期間で実施することとしたものです。（なお、「家庭用ＬＰガス」につい ても、県が実施する別の制度により、１２月分等の料金の値引きを実施することと しています。）
4	1	制度内容	2 対象者 どのような事業者が対象になります か？	申請時点で、県内に事業所を有する中小企業をはじめとした大企業以外の法人及び 個人事業主であって、次の２つの給付要件を満たす者が対象となります。 （１）業務用ＬＰガス又は特別高圧電気について、令和７年７月分から令和９月分 のいずれかの月分の使用があること。 （２）申請時点において、県内で事業を営んでおり、支援金の給付を受けた後も県 内で事業を継続していく意思があること。

No.	「中 小」	大項目	小項目	問合せ内容	回答
5	1	制度内容	2 対象者	対象とならない事業者は具体的にどのような事業者ですか？	以下の事業者は対象外となります。 ○青森県が実施する以下の事業に係る支援金等の給付対象である者 ・タクシー事業継続特別対策事業費補助（令和6年度2月補正予算） ・トラック運送事業者事業継続支援事業費補助（令和6年度2月補正予算） ・医療・福祉施設等物価高騰対策支援事業（令和7年度9月補正予算） ○日本標準産業分類における電気業又はガス業に該当する者 ○法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に規定する公共法人 なお、国、県、市町村、大企業、宗教法人、政党団体、任意団体、公共法人、暴力団、性風俗産業も対象外となります。
6	1	制度内容	2 対象者	前回の支援金対象となっている場合は、今回の支援金も対象になるということでしょうか。	支援金の要件について変更はないため、前回の支援金対象となっている場合は、今回の支援金についても対象になるものと思われますが、改めて要件をご確認いただければと思います。
7	1	制度内容	2 対象者	家庭用向けの料金値引を受けていたため、前回支援金対象とならなかった場合は、今回の支援金も対象にならないでしょうか。	家庭用向けの支援制度である料金値引についても、令和7年12月等実施されることとなっており、当該値引制度の対象となっている場合は、本支援金の対象外となります。
8	1	制度内容	2 対象者	いつまでに開業していれば対象になりますか？	申請時点において開業している方が対象となります。
9	1	制度内容	2 対象者	本社が県外ですが対象になりますか？	本社が県外にあっても、県内に事業所がある場合は対象となります。
10	1	制度内容	2 対象者	大企業である親会社から一定の割合で出資を受けているなど大企業の支配下にある会社いわゆる「みなし大企業」であっても、中小企業者の要件に該当すれば支援金の対象になりますか？	いわゆる「みなし大企業」であっても、中小企業者の要件に該当すれば支援金の対象となります。

No.	「中 小」	大項目	小項目	問合せ内容	回答
11	1	制度内容	2 対象者	フランチャイズ経営を行っているオーナーは対象になりますか？	フランチャイズ経営を行っている場合でも、その店舗の経営者が中小企業者であれば、支援金の対象となります。
12	1	制度内容	2 対象者	同一法人が、複数回申請することは可能ですか？	複数回の申請はできません。なお、県内に複数の事業所がある場合は、全ての事業所の使用量を合算して申請してください。
13	1	制度内容	2 対象者	国の「一時支援金」、「月次支援金」や時短等の要請に伴う協力金、市町村独自の給付金を受けていても、対象になりますか？	対象となります。
14	1	制度内容	2 対象者	法人税法別表一に定める「公共法人」はなぜ支給対象外なのですか？	公共法人は法人税を納める義務がないなど公益的な性格を有する極めて特殊な法人であることから、「エネルギー価格の高騰により厳しい経営環境が続いている県内中小企業等の負担軽減を図る」という本支援金の趣旨に馴染まないため、対象外としたものです。
15	1	制度内容	2 対象者	暴力団はなぜ支給対象外なのですか？	暴力団は集団的、常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある反社会的勢力であり、これら団体への公金の支出は適切でないと判断されることから、支援金の対象外としたものです。
16	1	制度内容	2 対象者	政治団体はなぜ支給対象外なのですか？	政治活動を行う政治団体への公金の支出は、議会制民主主義の観点から適切でないと判断される（政治団体と行政の癒着により、有権者の意見が行政に反映されなくなる恐れが生じる）ため、「政党その他の政治団体」は支援金の対象外としたものです。
17	1	制度内容	2 対象者	宗教法人はなぜ支給対象外なのですか？	憲法の考え方を踏まえ、宗教法人を含む「宗教上の組織若しくは団体」への公金の支出は適切でないと判断されるため、支援金の対象外としたものです。 ※憲法第89条「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」
18	1	制度内容	2 対象者	任意団体はなぜ支給対象外なのですか？	支援金の対象者は県内に事業所を有する中小企業をはじめとした大企業以外の法人及び個人事業主としており、任意団体は法人、個人事業主のいずれにも該当しないため、支援金の対象外としたものです。 なお、国の持続化給付金も同様の取扱となっています。

No.	「中 小」	大項目	小項目	問合せ内容	回答
19	1	制度内容	2 対象者	電気業・ガス業はなぜ対象外なのですか？	本支援金はＬＰガス・特別高圧電気の価格高騰による経営への悪影響を緩和するため、支出が増加する県内中小企業者等に支援金を給付するものですが、電気業・ガス業については、販売価格の高騰に伴い収入が増加する側面があることから、対象外としたものです。
20	1	制度内容	2 対象者	当社は「中小企業者」に該当しますか？	中小企業基本法では、業種別に資本金と従業員数により、「中小企業者」を規定しています。詳しくは、支援金実施要領をご確認ください。
21	1	制度内容	2 対象者	病院や診療所、介護施設や児童保育施設等も対象になりますか？	医療・福祉施設等については、令和７年度９月補正予算の事業として県が実施する「医療・福祉施設等物価高騰対策支援事業」の対象となることから、本支援金の対象外となります。
22	1	制度内容	2 対象者	ガソリンスタンド、老人ホームなど複数の事業所を有しており、老人ホームは「医療・福祉施設等物価高騰対策支援事業」の対象となるが、この場合はどうなるのか。	老人ホームについては、「医療・福祉施設等物価高騰対策支援事業」の対象であるため、本支援金の対象外となります。対象外業種の事業所以外の事業所で使用された業務用ＬＰガスを対象としますので、その分の使用量を申請書に記載して申請してください。
23	1	制度内容	2 対象者	タクシー・貨物自動車運送業も対象になりますか。	タクシー・高速バス事業者や、貨物自動車運送業については、令和６年度２月補正予算の事業として県が実施する「タクシー事業継続特別対策事業費補助」、「トラック運送事業者事業継続支援事業費補助」においてそれぞれ支援することから、本支援金の対象外となります。
24	1	制度内容	2 対象者	青森県が実施する「タクシー事業継続特別対策事業費補助」、「トラック運送事業者事業継続支援事業費補助」、「医療・福祉施設等物価高騰対策支援事業」の対象になっていますが、給付を受けていない場合、本支援金に申請できますか？	県が実施する以下の事業に係る支援金等の給付対象である者は、給付の有無にかかわらず本支援金の対象外となりますので、申請できません。 ・タクシー事業継続特別対策事業費補助（令和６年度２月補正予算） ・トラック運送事業者事業継続支援事業費補助（令和６年度２月補正予算） ・医療・福祉施設等物価高騰対策支援事業（令和７年度９月補正予算）
25	1	制度内容	2 対象者	「医療・福祉施設等物価高騰対策支援事業」の対象施設を運営している法人ですが、対象施設のほかに飲食事業を行っている場合、飲食店のＬＰガス使用分は対象となりますか？	飲食店のＬＰガス使用分のみ対象となります。「医療・福祉施設等物価高騰対策支援事業」の対象施設と飲食店のガスメータが分けられており、明確に飲食事業の使用分を確認できる場合に限りです。

No.	「中 小」	大項目	小項目	問合せ内容	回答
26	1	制度内容	2 対象者	任意団体として確定申告していますが、支援金の支給対象になりますか？	法人格を持たない任意団体は支給対象となりません。
27	1	制度内容	2 対象者	一般社団法人や一般財団法人、NPO法人は対象になりますか？	対象となります。
28	1	制度内容	2 対象者	開業間もないですが、対象になりますか？	申請時点で開業しており、かつ、令和7年7月分から9月分までのいずれかの月分の業務用のＬＰガス又は特別高圧電気の使用があれば対象となります。
29	1	制度内容	2 対象者	なぜ申請時点以降に開業した者を対象としないのですか？	本支援金は令和7年7月分から9月分までの業務用ＬＰガス又は特別高圧電気の使用量に応じた支援金を給付するものであることから、対象としない取り扱いとなります。
30	1	制度内容	2 対象者	公的な施設（ホテル、劇場、美術館・博物館等、運動施設、道の駅）の運営を中小企業者が受託して営業している場合、支援金の給付対象になりますか？	中小企業者等の要件を満たしていれば、支援金の給付対象となります。
31	1	制度内容	2 対象者	他都道府県と青森県にそれぞれ事業所があり、ＬＰガスや特別高圧電気を使用していますが、まとめて料金が請求されているため、検針票等では青森県の事業所分だけの使用量が確認できません。どうすればいいですか。	青森県内の事業所分の使用量のみが対象となるため、ＬＰガス販売事業者や電力会社に確認し、青森県内の事業所における使用量が分かる書類を提出してください。
32	1	制度内容	2 対象者	青森県内で事業を営んでいますが、本社は東京都です。この場合も給付の対象になりますか？	本店又は主たる事業所が県外であっても、青森県内に事業所を設置していれば、給付対象となります。この場合、中小企業者等に該当するかどうかの判断（資本金、従業員数等）は法人単位で行っていただき、青森県内の事業所分のみの業務用ＬＰガス及び特別高圧電気の使用量で申請書を作成してください。

No.	「中 小」	大項目	小項目	問合せ内容	回答
33	1	制度内容	2 対象者	令和7年の途中で事業所を県外から県内に移転した場合、移転前と移転後のそれぞれのＬＰガスの使用分について対象になりますか？	県内の事業所で使用された業務用ＬＰガス及び特別高圧電気が支援金の対象ですので、県内に移転する前のものについては対象外です。
34	1	制度内容	2 対象者	近々廃業を予定していますが対象になりますか？	今後も事業を継続する意思がある事業者が対象となりますので、廃業を予定している場合は対象になりません。
35	1	制度内容	2 対象者	現在休業していますが対象になりますか。	申請時点において、県内で事業を営んでいる事業者が対象となります。その時点で休業している場合は対象になりません。
36	1	制度内容	2 対象者	支援金を受給後に廃業した場合はどうなりますか？	事業の継続意思があったにもかかわらず、支援金を受給後に、外的要因等やむを得ない事情等により廃業となる場合は、申請内容に不正があった場合を除いて、支援金の返還を求めることは考えていません。
37	1	制度内容	2 対象者	ＬＰガス販売事業者は対象になりますか？	ＬＰガス販売事業者は、小売業となり、自社で使用した分について対象となります。
38	1	制度内容	2 対象者	温泉は対象になりますか	温泉が公衆浴場法の認可対象である「一般公衆浴場」であれば、「医療・福祉施設等物価高騰対策支援金」の対象となるので、対象外です。 ただし、業種の「浴場業」は本支援金の支援対象であり、「一般公衆浴場以外の浴場」（ヘルスセンター、サウナ等）は対象です。
39	1	制度内容	2 対象者	郵便局は対象になりますか？	郵便局については、日本郵便株式会社が運営している郵便局は対象外ですが、簡易郵便局など、県内中小企業者が日本郵便から委託を受けて運営している場合は対象となります。
40	1	制度内容	2 対象者	消防団の屯所は対象になるか？	運営者によって判断しますので、運営者を確認してください。
41	1	制度内容	2 対象者	信用組合（金融機関）は対象になるか？	対象になります。

No.	「中 小」	大項目	小項目	問合せ内容	回答
42	1	制度内容	3 給付額	支援金の給付額はいくらですか？	支援金の給付額は以下の（１）ＬＰガス分の額と（２）特別高圧電気分の額の合計額です。 （１）ＬＰガス分 以下の対象期間における「ＬＰガス」の使用量に、それぞれ対象期間ごとに定める支援単価を乗じた額 ○令和７年７月分、９月分：１立方メートル（ｍ^３）当たり１７円 ○令和７年８月分：１立方メートル（ｍ^３）当たり２１円 （２）特別高圧電気分 以下の対象期間における「特別高圧電気」の使用量に、それぞれ対象期間ごとに定める支援単価を乗じた額（対象期間ごとに定める上限額を１か月当たりの給付額の限度とする。） ○令和７年７月分、９月分：１キロワットアワー（kWh）当たり０．７円 （上限１か月当たり１４万円） ○令和７年８月分：１キロワットアワー（kWh）当たり０．９円 （上限１か月当たり１７万円）
43	1	制度内容	3 給付額	８月分の支援単価が他の月よりも高い理由について教えてください。	国の電気・ガス料金支援は、より暑さが厳しく空調設備の使用が多くなる８月分の支援単価を高く設定しているため、本支援金についても、国の支援単価に合わせて８月分の支援単価を他の月よりも高く設定しています。
44	1	制度内容	3 給付額	県内に複数の事業所がある場合の支援金額はどうなりますか？	県内に複数の事業所がある場合は、県内の複数の事業所の使用量を合計し、それに支援単価を乗じた額が支援金の額となります。申請にあたっては申請書に「事業所等が複数ある場合の内訳表」を添付してください。
45	1	制度内容	3 給付額	ＬＰガス分の支援金の単価の算定根拠について教えてください。	前回の支援金の支給実績を基として、国の単価設定や支援対象期間の変更に合わせ、算出しています。 ○令和７年７月分、９月分の支援単価 １立方メートル（ｍ^３）当たり１７円と、国における単価設定の変更に合わせ、前回から約２９．５％減の支援単価としています。 ○令和７年８月分の支援単価 １立方メートル（ｍ^３）当たり２１円と、国における単価設定の変更に合わせ、前回から約１２．９％減の支援単価としています。 ※本支援金の第１弾では、県内における令和３年と令和４年のＬＰガスの平均小売価格を比較し、その上昇額から算出しています。

No.	「中 小」	大項目	小項目		問合せ内容	回答
46	1	制度内容	3	給付額	特別高圧電気分の支援金の単価の算定根拠について教えてください。	前回の支援金の支給実績を基として、国の単価設定や支援対象期間の変更に合わせ、算出しています。 ○令和7年7月分、9月分の支援単価 1kWh当たり0.7円と、国における単価設定の変更に合わせ、前回から約30.4%減の支援単価としています。 ○令和7年8月分の支援単価 1kWh当たり0.9円と、国における単価設定の変更に合わせ、前回から約10.5%減の支援単価としています。 ※本支援金の第1弾では、国の電気・ガス価格激変緩和対策事業における高圧電気の支援額である1キロワットアワー（kWh）当たり3.5円に東北地域の1キロワットアワー（kWh）当たりの高圧電気料金と特別高圧電気料金の割合である3／4を乗じ、その1／2の1.25円としています。 （高圧電気料金：特別高圧電気料金＝3：4）
47	1	制度内容	3	給付額	特別高圧電気分の支援金について、月ごとに上限額を設けた考え方を教えてください。	他自治体における同様の支援事例などを参考として、給付金額の上限を設定しています。
48	1	制度内容	3	給付額	ＬＰガスの申請額の上限はありますか？	ありません。
49	1	制度内容	4	給付要件	質量販売により、ガスボンベを購入し、業務用のＬＰガスの供給を受けています。対象になりますか？	質量販売により業務用のＬＰガスの供給を受けている場合は、令和7年7月から9月までに購入したＬＰガスについて、体積ベースでの使用量を算出できる場合に、本支援金の対象とすることとしています。それぞれの期間ごとに体積ベースでの使用量が算出できるかについて、ＬＰガス販売事業者を確認をお願いします。
50	1	制度内容	4	給付要件	質量販売により業務用ＬＰガスの供給を受けている場合の使用量について、質量（kg）から体積（m ³ ）に換算する際の計算方法を具体的に教えてください。	質量販売のＬＰガスについては、その成分等によって質量から体積に換算する数値が変わってきますので、必ずＬＰガス販売事業者を確認をお願いします。なお、成分がプロパン100%の場合は、1kg＝0.502m ³ で換算していただいてもかまいません。

No.	「中」 小	大項目	小項目	問合せ内容	回答
51	1	制度内容	4 給付要件	店舗でのＬＰガス使用の他にイベント出店で使用したＬＰガス（質量販売）がある場合は合算して申請するのですか。	合算して申請してください。この場合、全てのＬＰガスの使用量が確認できる書類を添付してください。
52	1	制度内容	4 給付要件	ＬＰガス分について、法人や個人事業主として事業を営んでいる場合でも、家庭用の場合は本支援金の対象にならないのですか？	家庭用のＬＰガスの供給を受けている場合、県が実施する「ＬＰガス料金負担軽減生活者緊急支援事業」において支援することとしており、本支援金の対象にはなりません。
53	1	制度内容	4 給付要件	ＬＰガス分について、業務用か家庭用かが分からない場合はどうしたらいいですか？	家庭用のＬＰガスの供給を受けている場合、県が実施する「ＬＰガス料金負担軽減生活者緊急支援事業」に基づく料金減額の対象となり、１２月分等のＬＰガスの使用料金が割引となるため、その旨が検針票や請求書等に記載されますのでこちらを確認するか、ＬＰガス販売事業者にお問合せください。
54	1	制度内容	4 給付要件	ＬＰガス分について、家庭用が対象となる「ＬＰガス料金負担軽減生活者緊急支援事業」による割引がされている場合は対象にならないのですか？	そのとおりです。
55	1	制度内容	4 給付要件	今年開業しましたが、開業前に家庭用のＬＰガスの供給を受けており、開業後に業務用のＬＰガスの供給を受けています。対象になりますか？	家庭用については、青森県が実施する「ＬＰガス料金負担軽減生活者緊急支援事業」において支援することとしており、本支援金では業務用のみが対象となります。詳しくは、県にお問い合わせください。
56	1	制度内容	4 給付要件	ＬＰガスを事業用に使用している事業主と、請求書の宛名が異なる（請求宛名が世帯主である同居の親族など）場合、支給対象となりますか？	検針票、請求書等の名義が申請者の親族の場合、主として申請者の事業に使用しており、申請者が使用料の全額を負担していることが確認できる場合は対象とします。その旨が確認できる書面（様式任意）を追加提出してください。なお、名義が申請者の親族でない場合や、使用料を親族が負担している場合は対象外とします。
57	1	制度内容	4 給付要件	法人ですが、ＬＰガスの契約が会長の個人名義になっています。この場合も対象になりますか？	法人の事業に使用しており、法人が使用料の全額を負担していることが確認できる場合は対象とします。その旨について説明した書面（様式任意）を追加提出してください。なお、使用料金を役員個人が負担している場合は対象外とします。

No.	「中 小」	大項目	小項目	問合せ内容	回答
58	1	制度内容	4 給付要件	支援金の申請をしても給付されないことはありますか？	書類審査の結果、支給要件を満たさない場合は給付されません。
59	1	制度内容	4 給付要件	ＬＰガス・特別高圧電気使用要件とは何ですか？	業務用のＬＰガス又は特別高圧電気について、令和７年７月から９月までのいずれかの月分の使用があることを要件としています。
60	1	制度内容	4 給付要件	黒石ガス(株)から都市ガスの供給を受けていますが、中身がＬＰガスであるため、国の「電気・ガス料金支援」の割引の対象となっていないません。本支援金の対象となりますか？	本支援金の対象となります。
61	1	制度内容	4 給付要件	特別高圧電気とはなんですか。	特別高圧電気は供給電圧が7,000V以上のもので、一般的に、契約電力が2,000kW以上、大規模商業施設や大規模工場等で利用されている、大規模な受電設備や電気主任技術者の配置などが必要であるという特徴があります。該当する可能性がある場合は、ご自身で電力会社へご契約内容をご確認ください。
62	1	制度内容	4 給付要件	高圧電気は対象にならないのですか。	高圧電気については本支援金の対象外ですが、国の事業（電気・ガス料金支援）の支援対象となっており、令和７年７月分から９月分について申請不要で値引きされることとなっています。なお、国の事業の詳細については、以下の窓口にお問合せください。 経済産業省資源エネルギー庁電気・ガス料金支援お問合せ窓口 (電話番号 ０１２０－０１３－３０５)
63	1	制度内容	4 給付要件	事業継続意思要件とはなんですか？	申請時点において青森県内で事業を営んでおり、本支援金の給付を受けた後も青森県内で事業を継続していく意思があることを要件としています。
64	1	制度内容	4 給付要件	テナントの運営管理会社がガス会社と契約してまとめて料金を支払っており、各店舗は運営会社に対して料金を支払っているのですが、この場合各店舗は申請できますか。	ＬＰガス販売事業者と契約している者が対象となるため、各店舗は支援金の対象外となります。なお、テナントの運営管理会社については支援金の要件を満たせば対象となる可能性があります。

No.	「中 小」	大項目	小項目	問合せ内容	回答
65	1	制度内容	4 給付要件	フランチャイズの本部がガス会社と契約してまとめて料金を支払っており、フランチャイズ加盟店は本部に対して料金を支払っているのですが、この場合加盟店は申請できますか。	ＬＰガス販売事業者と契約している者が対象となるため、フランチャイズ加盟店は支援金の対象外となります。なお、フランチャイズの本部については支援金の要件を満たせば対象となる可能性があります。
66	1	制度内容	4 給付要件	町内の公民館や集会所は対象になりますか。	公民館や集会所については、任意団体が運営している場合は対象外ですが、県内中小企業者が運営している場合は対象となります。
67	1	制度内容	4 給付要件	1つの建物内でメーターが2個別である場合は申請はどうなりますか？	合算して申請してください。各メーターごとに検針票などが必要になります。申請にあたっては申請書に「事業所等が複数ある場合の内訳表」を添付してください。
68	1	制度内容	4 給付要件	県内事業所の一か所だけガス販売事業者が違うのですが、申請は、一社分だけしか申請できないのですか。	ガス販売事業者が複数であっても対象になります。県内の全ての事業所の使用量を合算して申請してください。その際、全ての事業所の使用量が確認できる書類と「事業所等が複数ある場合の内訳表」を添付してください。
69	1	制度内容	4 給付要件	家庭用の料金減額を受けたのですが、事業に使用しているため、家庭用の料金減額を受けずに、こちらの支援金を申請したいのですが、対象になりますか。	本支援金は、業務用ＬＰガスに対する支援制度であるため、家庭用向けの支援制度である料金値引の対象となっている場合は対象外となります。申請者が家庭用か業務用かを選択する制度ではありませんので、ＬＰガス販売事業者に対し、改めて契約内容をご確認ください。
70	1	制度内容	4 給付要件	外国籍の個人事業主は対象でしょうか？申請条件は該当していると思います。	本支援金では個人事業主の国籍については要件となっていないため、支援金の要件を満たしていれば対象となります。
71	2	申請手続	1 申請方法	前経営者から経営を引き継いで申請するにあたり、ＬＰガスの使用者が前経営者の名義になっている場合の申請方法を教えてください。	対象となりますが、申請者と使用者の名義が異なるため、「開業・廃業等届出書」の写しなど代表者の異動が分かる書類を添付してください。

No.	「中 小」	大項目	小項目	問合せ内容	回答
72	2	申請手続	1 申請方法	同一人物が複数の法人の代表取締役ですが、支援金は法人ごとに申請できますか？	給付要件に該当する場合、法人ごとに申請できます。
73	2	申請手続	1 申請方法	ＬＰガスの使用期間が月をまたいでいる場合の申請はどうしたらよいですか？	検針票や請求書に「○月分」という記載がある場合はその月分で申請書に記入してください。「○月分」という記載がない場合は、検針票や請求書に記載されている使用期間の最終日の属する月分としてください。 (例 7/4～8/4の場合、8/4日の属する8月分となります)
74	2	申請手続	1 申請方法	ＬＰガスの検針日が変更になった場合の申請はどうしたらよいですか？	申請方法は以下（※）のとおりです。ひと月の使用分が30日（または31日）となるようにする必要がありますが、上回ったり下回ったりする場合は、ガス販売店に「○月分」という記載がある証明書の発行についてご相談ください。 ※検針票や請求書に「○月分」という記載がある場合はその月分で申請書に記入してください。「○月分」という記載がない場合は、検針票や請求書に記載されている使用期間の最終日の属する月分としてください。
75	2	申請手続	1 申請方法	支給された支援金の使い方に制限はありますか？	使途は限定されていないため、個々の事業者の状況に応じて事業継続のためにご活用ください。支援金給付後に確認書類の提出等は必要ありません。
76	2	申請手続	1 申請方法	申請書類の提出先はどこになりますか？	申請書類の提出先は、事業所が複数の場合も含め、主たる事業所の所在地を管轄する商工会、商工会議所又は青森県商工会連合会です。住所や宛名等の詳細については、支援金実施要領を確認してください。 青森県庁では、受付できませんのでご注意ください。
77	2	申請手続	1 申請方法	申請方法は郵送のみですか？	「郵送」又は「持参」により受け付けすることとしています。郵送の場合、到着確認のお問い合わせには応じかねるため、必要に応じて簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。郵送の際は、切手（送料は申請者負担）を貼付の上、差出人の住所及び氏名を必ず記載してください。
78	2	申請手続	2 申請書	申請書はどこで入手できますか？	県庁のホームページからダウンロードしてください。 (インターネットで「青森県 中小企業 ＬＰガス 第4弾」を検索) なお、ホームページから印刷することができない場合は、11月中旬、県庁正面玄関受付、お近くの県の合同庁舎の窓口、県内各商工会議所及び商工会に設置しますので、直接お越しください。

No.	「中 小」	大項目	小項目	問合せ内容	回答
79	2	申請手続	2	申請書	土日・祝日の場合、どこで申請書を入 手できますか？
80	2	申請手続	2	申請書	法人番号がわかりません。どのよう にして調べればいいですか？
81	2	申請手続	2	申請書	代理の名義での申請は可能ですか？
82	2	申請手続	2	申請書	青森県以外にも事業拠点がありま すが、「１．申請者」の「常時使用する 従業員の数」は法人全体又は青森県の 事業所の人数のどちらを記載するの ですか？
83	2	申請手続	2	申請書	「県内事業所所在地」の欄について、 事業所が複数ある場合はどう記入し たらいいですか？
84	2	申請手続	2	申請書	検針票を捨ててしまっているの ですが、この場合どうすればいい ですか？ 検針票がないと申請できないの でしょうか？
85	2	申請手続	2	申請書	支援金の計算方法は小数点は計上 されますか？

県庁のホームページからのダウンロードのほか、県庁正面玄関、各地区の県合同庁舎に１１月中旬から設置予定です。
なお、土日・祝日は、各庁舎が閉館されていますので注意してください。
※県庁正面玄関（夜間入口）のみ、土日・祝日の入館が可能です。

法人番号は国税庁の法人番号公表サイトで、名称や所在地などから検索することができます。
<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>



法人及び個人事業者ともに、代表者本人の名義による申請のみとなります。

法人全体の人数を記載してください、

主たる事業所の住所を記入してください。主たる事業所については、売上や従業員数等から総合的に判断してください。

本支援金は申請書に業務用ＬＰガスや特別高圧電気の使用量を記載していただく必要があるため、検針票等、使用量が分かる書類がない場合は申請できません。ＬＰガス販売事業者に対し、再発行等ができないか確認してください。

①ＬＰガスの場合は、使用量については、小数点以下についても記載します。使用量の合計額と単価を掛けた支援金額において、小数点以下を切り捨てます。
②特別高圧電気の場合は、各月ごとに使用量と単価を掛けて支援金額を計算し、小数点以下を切り捨てます。

No.	「中」大項目 小		小項目		問合せ内容	回答
86	2	申請手続	3	必要書類	第4弾では、県が実施する「L P ガス料金負担軽減生活者緊急支援事業」に基づき令和7年12月分等の料金が減額されていないことが確認できる書類を提出する必要はありますか？	前回の第3弾（令和6年8月分から10月分まで及び令和7年1月分から3月分まで）の支援金の給付を受けた方は、提出不要ですが、給付を受けていない方は提出が必要です。
87	2	申請手続	3	必要書類	県が実施する「L P ガス料金負担軽減生活者緊急支援事業」に基づき令和7年12月分等の料金が減額されていないことが確認できる書類について、ガス会社から発行されておらず、申請期受付間内に提出できない場合は申請できませんか？	申請受付期間内（～1月16日）に当該書類を除いた書類で申請を済ませてください。提出されるまでは保留としますので、発行後、速やかに提出してください。なお、令和8年1月30日（金）までに当該書類が提出されない場合は、申請が取り下げられたものとして扱います。
88	2	申請手続	3	必要書類	顔写真が確認できる書類を保有していない場合、本人確認書類は何を提出すればよいですか？	顔写真が確認できる書類がない場合は、住民票と健康保険証の写しの両方を提出してください。
89	2	申請手続	3	必要書類	使用量が確認できる書類で検針票だと何枚にもなってしまうので、1枚にまとめたのを作成して判子を押したものを提出してもいいですか？	毎月発行されている検針票等の写しの提出が原則ですが、紛失した場合等において、ガス販売事業者が別途作成した使用量が分かる書類を提出いただくことでも問題ありません。
90	3	給付関係	1	時期	支援金は申請から給付までどのくらい時間がかかりますか？ また、給付日は通知されますか？	申請書類の内容を審査・確認し、適正と認められるときは、必要な書類が揃ってから3週間程度で給付となります。申請書等に不備がある場合は更に時間を要しますので、申請の際は内容のご確認をお願いします。また、申請が集中した際は、更に時間を要する場合がありますので、ご了承ください。なお、給付が決定した場合は給付決定通知と振込予定通知を、不給付が決定した場合は不給付決定通知を、それぞれ送付します。
91	3	給付関係	2	課税	支援金は課税の対象となりますか？	支援金は、事業者支援を目的として現金を対象者に直接給付するもので、税務上、益金（個人事業者の場合は、総収入金額）に算入されますので、課税の対象となります（損金（個人事業者の場合は必要経費）の方が多ければ、課税所得は生じないこととなります）。

No.	「 中 小	大項目	小項目	問合せ内容	回答
92	3	給付関係	3 振込口座	個人事業主ですが、代表者以外の振込口座を指定することは可能ですか？	代表者本人以外の振込口座は指定できません。
93	3	給付関係	3 振込口座	法人の場合、支援金の振込先を代表者の個人名義口座にしてもいいですか？	法人名義の口座で申請してください。
94	3	給付関係	3 振込口座	振込先について、指定できない金融機関はありますか？	全国銀行協会に加盟している金融機関は全て振込先に指定できます（同協会に加盟していない海外の金融機関等は指定できません）。その他、県内の信用金庫、信用組合等も指定できます。
95	3	給付関係	3 振込口座	交付申請書に添付することとなっている通帳の写しについて、ネットバンキングであるため紙媒体の通帳がありません。この場合、どうすればいいですか？	電子通帳（Web通帳）等、で、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像のコピーを提出してください。同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画像のコピー等、「銀行名・支店名」、「口座種別」、「口座番号」、「口座名義人（カタカナ）」が確認できるものを提出してください。
96	3	給付関係	3 振込口座	振込先口座についてはどの種類の口座にも対応していますか？	普通預金又は当座預金に対応しています。